

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和元年9月24日

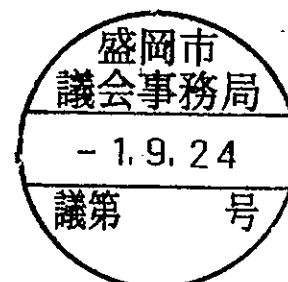
盛岡市議会議長

遠藤政幸様

議員氏名 細川光正



盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により令和元年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。





別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	200,000 円	
支 出	調査研究費	0 円	
	研修費	54,480 円	地方議会総合研究所セミナー受講経費
	広報費	円	
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	0 円	
	人件費	0 円	
	事務所費	40,000 円	事務所費 (4～7月)
	支出合計 ②	94,480 円	
差引残余 ①-②	105,520 円		

様式第5号

政務活動費出納簿

【平成31(令和元)年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
H31.4.10	政務活動費	200,000											
R1.6.15	事務所費 (4～6月分)		30,000										30,000
R1.7.10	地方議会総合研究所セミナー 旅費		29,480		29,480								
R1.7.11	地方議会総合研究所セミナー受講料		25,000		25,000								
R1.8.15	事務所費 (7月分)		10,000										10,000
	経費小計				54,480								40,000
	合計額	200,000	94,480	差引残余額					105,520				

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R1.7.10	29,480 円	盛岡-東京-池袋 新幹線・乗車券	
R1.7.11	25,000 円	地方議会総合研究所セミナー受講料	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	54,480 円		

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	令和1年7月10日
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	29,480	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	29,480	円
【支払概要】		
JR交通費	盛岡⇄東京(池袋) はやぶさ(8,420+6,320)円×往復	

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

2019年 7月10日

細川 様

金29,480円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 波 谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
盛岡802 No.000036



様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	令和1年7月11日
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	25,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円
【支払概要】 7月11日池袋会場開催 地方議会総合研究所セミナー受講料 25,000円		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収証

No.

2019年7月11日

細川光正 様

金額

¥25,000

内

消費税等

現金

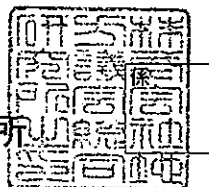
但 7月11日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



1. 近年の障がい福祉施策の動向 (その1)

小澤 温(筑波大学大学院)

1

講義の内容

- (1) 障害者権利条約の批准の歩み
- (2) 障害者基本法改正と内容
- (3) その他の障害者権利条約の批准に関わる法改正: 障害者差別解消法、障害者雇用促進法改正、障害者虐待防止法、精神保健福祉法改正

2

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘 要	備考
R1. 6. 15	30,000 円	事務所賃貸料 4～6 月分	
R1. 8. 15	10,000 円	事務所賃貸料 7 月分	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	40,000 円		

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	令和1年6月15日
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	30,000	円

【支払概要】

事務所費 4～6月分 (月額20,000円)

按分率 1/2

所在地 大館町23-16

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

令和元年 6月15日

細川 光正 様

金 60,000 円

但し 事務所費4～6月分 として上記領収しました。

氏名

住所

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	令和1年8月15日
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	40,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1(7月分のみ計上)	
政務活動費支出金額	10,000	円

【支払概要】		
事務所費 7月分 (月額20,000円)		
按分率 1/2		
所在地 大館町23-16		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書

令和元年 8月15日

細川光正選挙事務所 様

金 40,000 円

但し 事務所費7~8月分 として上記領収しました。

氏名

■■■■■■■■■■

住所

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■



建物賃貸借契約書

契約締結日 平成10年 / 月 / 日

取引期日 平成10年 / 月 / 日

貸与人

[REDACTED]

賃借人 細川 光正

社団法人 岩手県宅地建物取引業協会制定

建物賃貸借契約書

賃貸借物件の表示

- イ. 物件の所在
 - ロ. 物件の住居表示 盛岡市太館町ふじ-16
 - ハ. 物件の構造 造 葺 階建
 - ニ. 物件の名称 倉庫 号(面積) ㎡
 - 賃貸人 川 光 正 (以下「甲」という。)
 - 賃借人 川 光 正 (以下「乙」という。)
- 重要事項説明書を確認のうえ、表示物件について次の条項により建物賃貸借契約を締結した。

(使用目的)
第1条 甲はこの物件を 倉庫 の目的で乙に賃貸し、乙はその目的以外に使用しないことを約して賃借した。

(賃料及び共益費)
第2条 乙はこの物件を賃料1ヶ月金 2000 円也、共益費金 —— 円也として借り受け、毎月 末 日までに 翌 月分を甲又は甲の指定する者に持参して支払うものとする。

2. 1ヶ月に満たない賃料等は、日割計算とする。

(敷 金)
第3条 乙は敷金として金 —— 円也を甲に預託するものとする。

この敷金には利息をつけない。

2. 乙はこの敷金を甲に預託してあるを理由として賃料の支払を延滞することのできない。

3. 甲はこの敷金を、契約解除による明け渡し後に賃料、損害賠償、その他未精算のものがあるときは当該金額を精算して残額を乙に返還するものとする。

(賃貸借期間)
第4条 賃貸借期間は 10 年 1 月 15 日から 20 年 12 月 末 日までとする。

2. 賃貸借期間満了の場合、当事者協議のうえ更新することのできる。

(解除予告)
第5条 乙は賃貸借期間内に、甲が正当な事由によりこの契約の解除を申し入れたときは、6ヶ月後に賃貸借契約を終了して甲にこの物件を明け渡すものとする。

2. 乙はこの契約を解除しようとするときは、明け渡し期日の1ヶ月前にその旨を甲に

通知しなければならない。

3. 乙は1ヶ月前に前項の予告をしなければ、甲に対してその予告滞滞の日数分賃料相当額の違約金を支払うことにより即時契約を解除することができる。

(賃料の増減)

第6条 この契約賃料が物価の変動、公租公課、地代の変更あるいは近隣の賃料と比較して不相準となつたときは、当事者協議のうえこれを増減することができる。

(負担の帰属)

第7条 甲はこの物件についての火災保険料及び公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス代、その他の雑費を負担する。

(修繕義務)

第8条 この物件の土台、柱、外壁、屋根、階段等主要構造部分の修繕は甲の負担とし、その他の小修繕は乙の負担とする。

2. 乙の責に帰すべき事由によりこの物件をき損したときは、乙は速やかにこれを原状に回復し又は損害賠償するものとする。

(使用上の注意義務)

第9条 乙はこの物件内において危険物の持ち込み又は騒音を発生し悪臭を放散させ著しくは隣近所等行方など風紀を乱し近隣に迷惑をかける行為をしてはならない。

2. 乙はこの物件の内外の美化に努め、下水溝、排水溝等共同施設に支障を来さないよう常に善処しなければならない。

(譲渡・転賃等及び入居者の制限)

第10条 乙はあらかじめ甲の書面による承諾がなければ、この物件の一部又は全部の賃借権を譲渡し又は転賃をすることができない。

2. 乙は甲の承諾なしに入居者名簿記載以外の者の入居をさせてはならない。ただし、入居中の出生児はこの限りでない。

(増・改築等の制限)

第11条 乙は甲の書面による承諾がなければ、この物件の改築又は造作の模様等は勿論その占有空地に工作物等の設置をしてはならない。

2. 乙は前項に違反したときには、甲の選択に従い直ちにこれを原状に回復するか又はこれによって生じた損害の賠償をしなければならない。

(解除約款)

第12条 甲は乙が賃料2ヶ月以上延滞したとき又はこの契約のいずれかに違背したときは、催告のうえこの契約を解除してこの物件の明け渡しを請求することができる。

2. 賃料の支払いをしつばし延滞し、その遅延がこの契約における甲乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるときも前項と同様とする。

(明け渡し義務)

第13条 乙はこの物件の明け渡しにあつては、次に掲げる各号によるものとする。

(1) 第11条に基づいて履行した工作物等は、明け渡し期日までにこれを乙にて取り除き原状に復したうえで返還する。

(2) この物件内における乙所有の物件及び前号の工作物等を明け渡し期日までに取り除き、搬出しないときは甲の処分を任せたものとして処理する。

(3) 乙は修繕料、その他これに類似する金具等を請求しない。

この契約の成立を証するために、この契約書 通を作成し、甲・乙及び連帯保証人各自署名押印してそれぞれ一通を所持する。

平成 10 年 1 月 17 日

住所氏名
 貸與人(甲) [Redacted] 印

住所氏名
 貸借人(乙) 愛知県大府町 23-23 租川 光正 印

住所氏名
 連帯保証人 [Redacted] 印

媒介者 免 許 番 号 (6) 第 1267 号
 住 所 所 在 地 建 物 愛知県大府市大府町23番1号
 商 号 又 は 名 称 浅沼土地建物
 代 表 者 氏 名 浅沼 浩一
 TEL (019) 647-8740
 FAX (019) 647-8749
 取引主任者登録番号 (若) 第 669 号
 取引主任者氏名 浅沼 浩一 印

免 許 番 号 () 第 [Redacted] 号
 住 所 所 在 地 建 物 愛知県大府市大府町 [Redacted]
 商 号 又 は 名 称 [Redacted]
 代 表 者 氏 名 [Redacted]
 取引主任者登録番号 () 第 [Redacted] 号
 取引主任者氏名 [Redacted] 印

(印) 浅沼土地建物取引登録会全員以外は使用を禁ず

(通知義務)
 第14条 乙は15日以上遅延して留守にするときは、必ず甲に通知するものとする。
 第15条 甲は乙が前項の通知をなさず無断で1カ月以上留守にし、賃料の支払いを延滞したときは催告のうえこの契約を解除して乙の家具類その他の物品を適當な立ち合い人を定め他に搬出、取り片づけ保管するも乙は異議を申し述べないものとする。

(契約の終了)
 第16条 この物件が天災地変又は火災等により滅失又はき損して使用不能になつた場合はこの契約は当然終了となる。

(連帯保証人の義務)
 第17条 保証人は乙と連帯してこの契約に関する一切の責任を負うものとする。

(審判裁判所)
 第18条 この契約につき、万一訴訟等の生じたときは甲の居住地の裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)
 第19条 甲及び乙は、信義・誠実の原則にのっとり、この契約内容を遵守すべきものとし、この契約書に定めのない事項については、当事者は関係法令並びに慣習に従い協議のうえ善処するものとする。

特約事項
 1. 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や通称な政治活動集団等)の構成員として警察当局の介入を生じさせざる行為等を行ったときは、甲は第12条の規定にかかわらず催告等の法定の手続きによらずこの契約を解除することができる。
 2. 乙は、この物件内でのペット等の飼育は行わないこととする。

資料等が振込みの場合には下記に振込むものとする。

振込先	[Redacted]	預金種目	[Redacted]
口座番号	[Redacted]	受取人	[Redacted]

